

第 10 期第 3 回神奈川県男女共同参画審議会 議事録

日時：令和 4 年 1 月 18 日（火）10：00～12：00

場所：オンライン開催

- 事務局から、12 名の委員中 8 名の委員に出席いただき、会が成立する旨を確認。
- 新規委嘱の萩原委員、第 10 期において初参加となる鈴木委員の紹介後審議を行った。

<岩田会長>

皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

次第を見ていただくと分かる通り、今日は議事が三つあります。一つ目が、かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）の進捗状況の評価、二つ目が、かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況の評価、そして三つ目が、かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）の改定についてです。三つとも非常に大事な議題であり、これらを 2 時間で審議するというのは大変かと思いますが、時間配分の目安として、一つ目が 40 分程度、二つ目が 20 分程度、三つ目が 50 分程度と考えておりますので、できるだけ進行にご協力いただければと思います。

それでは一つ目の議事に入りたいと思います。事務局からまずご説明をお願いします。

<事務局>

資料 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5 に沿って説明を行う。

<岩田会長>

それでは早速議論に入りたいと思いますが、男女プランの評価が初めての方もいらっしゃるの、まずは皆様に評価のイメージを持っていただきたいと思ひます。評価の成果物は資料 1-2 です。例えば資料 1-2 の冒頭にアミカケされている枠がありますが、今日の議論をもとに、進捗状況全体に対する男女審としての評価をここに書き込むこととなります。また重点目標 1 から 5 についても、目標ごとに委員の意見をまとめたうえで、男女審の評価としてアミカケの枠に記載する、という形になります。

そのことを念頭においていただき、資料 1-1 から 1-5 に基づき、2 年分一括して、あるいは何年度と特定して、ご意見をいただきたいと思ひます。

重要な議論ですので、全員からご発言いただきたいと思ひしておりますので、ご発言いただける方は挙手をしていただければと思ひます。それでは野村委員お願いします。

<野村委員>

丁寧な資料の取りまとめありがとうございます。気づいた点を三つ申し上げたいと思ひます。

1 点目は、前回審議会での会長からのご指摘を踏まえて、資料 1-4 には目標が三分類で並べ変えられていますが、「1 行政の取組で達成できるもの」に「×」が並んでいるのは非常に残念な状況です。特に No.2「県の審議会等における女性委員の割合」については、県庁としてのやる気次第で達成できるものであり、とても厳しい言い方をすると本気であれば必ず達成できるものだと思います。これが「×」に

なっているのは、県庁全体の取組みや空気づくりがどうなっているのかという点から改めて問い直した方が良いと思います。そして、特にトップのコミットメント、こういう理由で必ずやらねばならない、ということトップが発信していて、管理職の方も、本気で取り組まないともう次がない、というくらいの危機感を持っているのか、という点からも問い直すべきではないかと思います。

2点目は、議事2のDVプラン評価にも大いに関係することですが、情報の届け方についてです。支援や窓口があっても、なかなかひとり親や若者など、特に困っている人に対して情報が届いていないということが国全体でも自治体でも常に問題になっています。情報の届け方について、例えば若者に対してはYouTube動画で発信するとか、どういった情報の届け方をするのか見直す必要があると思います。

3点目は、資料1-5を見ると2020年度はオンラインやリアルで実施するイベント等の参加人数が減っていて、とても残念に思っています。もちろんリアルで開催できるのがベストですが、企業などにおいても研修等を全てオンラインに切り替えるなどして、ベストではないがベターの方法を模索しながら継続しているところです。新型コロナによって中止しました、というイベントがここまで多いと残念に思いますし、何とかしてやり続けなければ、ともう一步踏み込んでほしかったと感じています。以上3点が気付いた点です。

<岩田会長>

委員からのご意見に対して、議事1の最後にまとめて事務局に少しご説明いただきたいと思います。野村委員のご意見3点については、全体に対しての評価ということでもよろしいでしょうか。それともどこかの重点目標に位置付けますか。

<野村委員>

全体に対しての評価をお願いします。

<岩田会長>

分かりました。それでは次に白河委員お願いいたします。

<白河委員>

私も野村委員と同じような話になりますが、まず全体についてはやはり実績が入ってないものが結構多いことが気になります。新型コロナの状況下で実施できなかったというのは大変よくわかるのですが、国では、コロナ禍だからこその男女共同参画の重要性がものすごくクローズアップされています。前回の審議会でも、コロナ禍で貧困やDV、女性の自殺が増えており、コロナ禍の状況を的確に把握して、そこを的確に支援することが重要だと申し上げました。コロナ禍だから政策の優先順位が低くなってしまった、ということ自体が、神奈川県男女共同参画に対しての温度感の表れなのかと思うところが少しあります。コロナ禍で政策の優先順位が下がってしまい、例えば評価などもうまく行えなかったということも正直に書いた方が次につながるのではないかと思います。

逆にコロナ禍で実施したこともあると思うので、この評価形式には当てはまらないものもあると思いますが、そういったことに関しても何か記載していただきたいと思います。例えば、国連や国から、コロナ禍で女性の危機が起きているということが強く発信されましたし、逆に今だからこそ動いたこともある

と思います。例えば「生理の貧困」なども、最近一、二年で、公立高校のトイレに生理用品が無償で置かれるようになっており、コロナ禍だからこそ行ったことはきっとあると思います。そうしたことをどこかに記載していただきたいなと思っています。全体的なこととして意見は以上です。

<岩田会長>

それでは井上委員をお願いします。

<井上委員>

野村委員と白河委員のご意見にとっても共感していますので、お二人のご発言と重ならないところを申し上げます。

まず全体についてですが、コロナ禍で新たに浮かび上がった古くからの問題があり、それに対応することができているのかという点が重要だと思います。そのような観点から、問題点については的確に指摘しつつも、白河委員がご発言されたように、この厳しい状況の中で、県が頑張った部分もあると思うので、庁内への応援的な意味も込めてここに記載したら良いのではないかと思います。ただ、新しい生活様式に向けて、徐々に次のステージに入っていく必要がありますので、その辺りのことも含めて、計画全体についてはまとめて言うのがいいと思います。

ここから重点目標ごとに意見を申し上げます。重点目標1は、野村委員がおっしゃったように「×」が多くて私も悲しくなりました。目標 No.1「県職員（教員・警察官を除く）の幹部職員（課長級以上）に占める女性の割合」については、しっかりと分析と検討をしないと、これ以上は進まないと思います。20年ほど前から働き方も変わってきており、県の女性職員、女性幹部職員を増やすためには、例えば単純な昇進ではなく、各自の専門性をいかせるキャリア形成など、これまでとは違う発想でキャリア教育や研修などを実施する必要があると思います。そのためには、やはりまず分析のための調査等が必要です。今までと同じ発想で、キャリアアップを勧めても、成果は上がらないと思います。

目標 No.2「県の審議会等における女性委員の割合」について。これはどこの自治体でも、同様の壁にぶつかっていると思います。やはりこちらも分析と検討が必要です。というのは、女性の登用が進まないところは進まない理由があるからです。例えば審議会等の委員が充て職であるとか、あるいは委員の候補となるような、その分野の専門家に女性がとても少ない、また管理職等でないと委員になれないため候補者自体に女性が少ないといった場合には、いくら県が頑張っても女性の登用が進みません。ではどうするか、と次の段階を考えないといけないと思います。例えば委員会の構成を考え直すとか大胆なことをしないとこの目標は達成できないと思いますし、そうしたことを検討する段階に入っていると思います。一方で、数字はもちろんとても大事ですが、それにこだわるあまり特定の審議会で女性比率がとても高くなるという傾向もありますので、そのあたりも少しお考えいただきたいと思っています。現在女性が1人という審議会については2人目を早く登用できるようにしていただきつつ、県全体のパーセンテージはもちろん重要ですが、個々の事情に合わせた施策を進めないと40%という目標は達成できないと思います。大変だと思いますが、各課各局の実情にあった取り組みを、各現場と共同してやり続けるしかないと思っていますのでよろしくお願いします。

次に、目標 No.3「民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）の割合」について、これは県が直接関与できることではないということはよく理解していますし、県でも研修会等を実施したりなどいろいろな

事業が展開されているようですが、例えば公契約のところでは経営事項審査のような形で紐づけていくということが、未実施でしたら、ぜひご検討いただきたいと思います。直接できないことについては、そうした形で間接的にもっと後押ししていただきたいと思います。

重点目標2について、M字カーブの谷が最もくぼんでいた神奈川県ですが、谷が少しずつ上がってきて、M字カーブが解消しているとは言えなくても、数字上ではずいぶん状況が変わってきています。ただし中身を見ていくと、それほど楽観視はできないというのはすでに常識だと思います。Society5.0などの社会モデルが提案されている国の会議などでは、M字カーブに加えて、正規職員の割合の男女の差異を表すL字カーブが、問題になっています。非正規と正規の問題も含めて、もう少し丁寧に見ていく必要がありますし、また、県内でも地域によって状況が大きく違いますので、そうした点も含めて更に細かい施策が必要かと思っています。

重点目標3についてですが、DVについては議事2で議論しますので、それ以外の部分について申し上げます。前回の審議会の際にも申し上げましたが、県の重点目標3のDV以外の箇所は、国の計画等と比較すると施策の幅が少し狭い気がしています。細かくは前回お話ししているため割愛しますが、そうした点を含めて次の課題につながっていくところだと思っています。

目標No.6「自殺者の減少」について、ここは十分な評価ができていないようですが、まさにこれは今話題となっていて非常に重要な問題ですので、是非今回男女審としての意見を付けていただきたいと思っています。つまり、すべての人に遍く降り掛かった災厄であるコロナ禍の影響が、データ上でこれほどはっきりと男女差がでています。またかながわ自殺対策会議の方でも、少し議論を行いましたので、その辺りも含めて、例えば、先ほど白河委員がお話しされたように、実際に困っている、自殺に追い込まれている人の原因が変わってきていますので、例えば雇用関係であれば、そこに重点的な施策を行うとか、そういったオーバーラップさせた形での施策が必要だと思います。「自殺対策」「雇用対策」のように区切るのではなく、自殺といった一つの観点からみて、横断的に展開させる施策の評価や提案が、この男女審、男女プランの特徴だと思いますので、積極的にとりくむよう、働きかけていただきたいと思っています。

また一点質問ですが、国では今、生活困窮者自立支援法に基づいて、新たな発想で福祉政策、相談支援を推進していますが、神奈川県はどのようなことを進めているのでしょうか。資料など、もし何か県の取組み等が分かるものがあれば教えていただきたいと思っています。

重点目標4は意識啓発に係る部分ですが、いろいろなところで講座を実施して、何件実施しました、と記載されています。こうした講座等について、難しいと思いますが、実施対象者と、実際どのくらい実施できたのかという数字を、出していただけるよう是非検討していただきたいと思っています。一般的な講座だと対象者は県民総数となってしまうので示すのは無理だと思いますが、例えば、学校向けのDV講座を何校で実施したという場合に、対象が何校でそのうち今年度はこれだけ実施できました、そしてこれは3年計画で今後こういった形で実施するつもりです、といった形で示していただけると評価しやすいと思います。申し訳ないですが、何校、何人を対象に実施しましたとだけ言われても、少し評価が難しいので、少し工夫をしていただけると良いと思います。こうしたことを1年間で行っていただきたいわけではないので、順次計画進行していく中で、こうした形で数字を出していただくことを検討していただければ嬉しいです。

それから、重点目標4については、特に社会教育との連携がとても重要だと思います。社会教育の具体的な現場となっているのは、やはり基礎自治体だと思います。公民館等で実施されている男女共同参画関

係の講座も不十分な状態です。県の仕事として、具体的なプログラムを作って提供していくといったところを進めていただくのが良いのではないかと考えています。以上です。

<岩田会長>

たくさんのご意見ありがとうございました。そしてご質問もありましたが、事務局から後ほどお答えいただくか、または前回と同じように文書で後日回答という形になると思います。それでは、松田委員お願いします。

<松田副会長>

意見は全部で5点あります。

まず1点目は、重点目標1の目標No.2「県の審議会等における女性委員の割合」についてです。これは40%が目標値ですが、参考資料1-2を見ますと、例えばスポーツ局所管の「神奈川県スポーツ推進審議会」は女性比率が37.5%となっています。16人中6名が女性ということですが、こういったスポーツ分野は必ず40%は超えるようにしていただきたいです。対象審議会は110くらいあると記載されていますが、優先順位ではありませんが、大切な審議会は必ず40%を超える、願わくば50%を目指してほしいと思っています。一方、健康医療局所管の「神奈川県災害医療対策会議」は24人中女性1人で、女性比率4.2%となっています。女性がたった1人で4.2%というのは少なすぎますから、これは早急に対応してほしいと思っています。

2点目は、重点目標3について、目標No.1の「夫婦間における次のような行為を暴力と認識する男性の割合 ①交友関係や電話を細かく監視する」についてですが、これが暴力にならないと考えている男性がやはり多いです。こうしたことの意識啓発やPRなどをもっと進めていきたい、と昨年及び今年の反省に加えていただきたいと思っています。

こういった男性の意識は変えていかなくてははいけません、どうしても高校や大学を卒業すると、男性がジェンダーについて学ぶ機会がなくなってしまいます。そこで、例えば、育児休業法が改正されて上司は子供を持つ社員に対して育児休業を取得するか聞き取り調査をする、という項目が加わりましたので、そうした場を通して、ジェンダーについて偏見を持たないように男性に啓蒙してほしいと思います。

3点目は、重点目標2のワーク・ライフ・バランスについてです。コロナ禍における新たな働き方の中でワーク・ライフ・バランスをどのように進めていくのか、今回の評価の記載の方向が難しくなると思いますが、これからのワーク・ライフ・バランスを考える働き方、あるいは企業の働き方を考える良い機会になると思っています。

4点目は、重点目標4の「子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成」についてですが、成人年齢が18歳に引き下げられますので、男女共同参画、また社会と出てからどのようなジェンダーバイアスがあるのかを早めに子どもたちに伝えていきたいと思っています。そして、やはり県としてそういった施策を進めてほしいです。

5つ目は、重点目標5の参考数値「男女共同参画基本計画の策定率」についてです。市は全て策定していますが、町村でまだできていないところがあります。しかし清川村も昨年策定しましたので、最新のデータではこれもかなりクリアしていると思います。ただ、規模が小さな町村等によると、男女共同参画に対する苦情対応を職員がうまくできていなかったりなど、苦情対応業務が大変になると聞いています。県

は市町村との職員交流で男女別の指定を設けないということを今回決めたそうですので、是非この辺りは、そういった機会でも、市町村が男女共同参画にもっと関心を持つことができるように、県として対策をすると良いと思います。以上です。

<岩田会長>

それでは次は鈴木委員をお願いします。

<鈴木委員>

前回の審議会には欠席させていただきましたが、議事録で皆様の意見を拝見しました。

今回の一つ目の議事では、数値目標をメインとした評価ということだったので、重点目標ごとに、私なりに感じたことを発言させていただきます。

まず重点目標1ですが、やはりポイントになるのは目標 No.1「県職員（教員・警察官を除く）の幹部職員（課長級以上）に占める女性の割合」だと思います。2021年度には女性幹部が初めて100名を超えたと記載してあり、おそらくとても頑張ったのだろうと個人的に思っています。私自身が、現在の職に移るまでは、組織の内部で男女共同参画を進める仕事をしていたので、県の方もいろいろとご苦労されながら関係部局と調整を図りつつ進めていらしたのだろうと推察しました。とはいえ、おそらく公務員の世界は他の企業と比べて、女性が働きやすく、継続就業しやすい職場であり、民間企業に比べて管理職になりうる年齢層の女性も多いと思います。そうした方々に対し、その人自身の意思確認等もしながら登用などされていると思いますが、さらにその辺りをもう一段進めていただきたいと思っています。また、いわゆる人事評価をするときに、その評価項目が果たして女性の就業継続を配慮したような項目になっているか、という点も少し気になりました。

あとは、資料1-5の通し番号6「県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進」にあるように、県としても管理職を増やすための取組みをいろいろとしていらっしゃるようなので、ここを維持しつつさらにもう一歩進めることができるようにする、例えば働く女性のロールモデルや女性管理職のパーセンテージも上がっている姿を、県から企業に示せると良いと思いました。

目標 No.2「県の審議会等における女性委員の割合」や目標 No.3「民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）の割合」などについては、他の委員の方がコメントされていたので割愛させていただきます。

次に重点目標2についてですが、コロナ禍の中でもいろいろと継続して取組みを実施されていて、頑張ってもご苦労されたのだろうと推測しました。また目標 No.1「25～44歳の女性の就業率」と No.2「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」について、数値目標自体を改善しているというのは、素直に評価できると感じました。なお、本日の議事3の男女プラン改定で発言しようと思っていたのですが、この目標 No.1「25～44歳の女性の就業率」については、もう少し年齢の幅を広げてもよいのではないかなと思っています。

続いて重点目標3です。目標 No.2「母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数」が達成度「×」と記載されていますが、母子家庭、ひとり親に対する支援というのはコロナ禍でさらに重要になっています。目標値の設定というのは難しいかもしれませんが、ここはより一層力を入れていただきたいと思っています。また、この「就業した」という実績が2019年度53人、2020年度37人となっていますが、おそらくこの方々は正規でなくて非正規での就業ではないかという点が気になりました。

重点項目4についてですが、目標 No.3「保育所等利用待機児童数」や No.4「特別養護老人ホーム整備床数（累計）」などは、施設整備にお金も時間もかかる事業なので、すぐに数字で成果が表れるというのではなく、おそらくいろいろなところと調整しながら実施していく必要があると思います。是非これからのその努力を続けていただきたいと思います。また、待機児童の目標値が引き続きゼロになっているというところは素晴らしいなと思いました。

重点項目5についてですが、市町村の計画策定率が高くなっているのは良いことだと思います。先ほど松田委員もおっしゃっていたように、清川村のような小さな自治体でも頑張っているというのは、おそらく県もいろいろ努力されたのかなと思います。ただし、計画策定は最初の一步なので、県としてはそれが確実に実行されるようなフォローも今後必要になってくると思います。

あとはジェンダー統計についてです。最近LGBTへの配慮などいろいろなことがあって、性別に基づく統計が取りにくくなっているところもありますが、少し頑張って、それこそジェンダー平等などに基づいてジェンダー統計を整備していく、という点に力を入れていただきたいと思います。以上です。

<岩田会長>

それでは橋本委員をお願いします。

<橋本委員>

よろしくお願ひいたします。皆さんのご発言と重なる部分は省いて意見を申し上げたいと思います。

重点目標1の目標 No.1「県職員（教員・警察官を除く）の幹部職員（課長級以上）に占める女性の割合」について、確かにもう少し県に頑張っていたきたいという思いはありますが、着実に改善されていることは素直に評価したいと思います。ただしやはり20%という目標は低いと思っておりますので、県が率先して、これを20%から40%に高めていただき、県自身がロールモデルとして民間企業に働きかけを行っていただきたいと思います。

先ほど井上委員から、なぜ数字が伸びないか分析が必要というご意見がありましたが、民間企業でも規模が大きなところでは30%、40%に近づけているところもありますので、そういった企業等の取組み等も参考にして、是非目標を達成していただきたく、また目標値を更に上げていってほしいと思います。

重点目標2について、確かにM字カーブは改善していますが、2020年度の実績値で1%減っているという点は注目しておくべきだと思います。おそらくコロナの影響等により非正規の女性がかかり離職したということが読めるのではないかと思います。やはりコロナの影響は弱いものに対しての方が大きいということで、女性の就職というのは社会基盤として脆弱ではないかと思います。そうしたことをきちんと肝に銘じ、この数字については注意深く今後も見ていく必要があるのではないかと思います。

重点目標4についてですが、子どもの意識改革っていうのは非常に重要で、若い時に「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という固定観念を持たないようにするための教育は非常に重要ですが、目標 No.2の実績値から分かるように、特に若い世代の人たちは段々そうした固定観念が薄れてきているのではないかと思います。ここでは、やはり「妻」「夫」という男女の二分論だけではなく、性的マイノリティの観点を入れていただきたいと思います。先ほど鈴木委員がおっしゃったように、ジェンダー統計にも性的マイノリティの方への配慮が必要ではないかと思います。以上です。

<岩田会長>

皆さまご意見ありがとうございます。萩原委員いかがでしょうか。

<萩原委員>

今日初めて男女審に参加させていただいており、評価のコメントをすることが難しいと思っておりますが、私自身が自治体職員であり、自治体が達成できてないというご意見には私も非常に耳が痛い思いです。委員の皆様にご発言いただきましたが、なぜ達成できないのかという分析の必要性については正にそのとおりだと思います。

重点目標1の目標No.2「県の審議会等における女性委員の割合」について、充て職、あるいは団体内で役職についていないと委員になっていただけないということは確かにあり、私の前任者も男性でしたし、選出母体そのものの女性比率が少ないというようなことも課題として抱えているのだらうと思っております。

目標値の立て方と達成度については、なかなかこの2年間評価もしづらいですし、各局、各課が他の業務に手を取られていて、男女共同参画が大事な取組みだと言われながらもなかなか集中できていなかったとも思いますので、この点は少し県に同情しながら伺っておりました。以上です。

<岩田会長>

はい。ありがとうございます。

それでは、最後に私からも個別にコメントするつもりでしたが、ほとんど皆さまの意見と同じ内容ですし、時間の制約もありますので全体的なことだけ再度強調したいと思います。

一つ目は、皆さんにおっしゃっていただきましたように、資料1-4の三分類のうち「1 行政の取組で達成できるもの」の達成見込に「×」が多いという結果は非常に残念です。コロナの影響もあると思いますが、それだけではないと思います。第4次男女プランの最終年度まで1年少しありますので、知事を巻き込んで県庁全体を動かして頑張っていたきたいということを、是非全体評価のところで強調していただきたいと思います。

それから二つ目は、やはり皆さんがおっしゃっていたコロナの関係です。県に少し同情するのは、コロナ感染が拡大しているからリアルの対面行事が中止になってしまった、オンライン化できなかったというだけではなく、全庁を挙げてコロナ対応を重点的に行うというために、通常男女共同参画を担当しているような部署からも職員を出してコロナ対応に行っていることを聞いています。この一、二年はそうした非常事態的だったこともあって、予定通り行事が進まなかったということがあると思っていますので、そこは理解したいと思います。

しかし、コロナによって、従来から存在した、男女共同参画の観点からの構造的問題が非常にクローズアップされており、それらは本当に人々の生活や命に大きな影響を与えてくるような問題がございますので、そうしたところは、いかに行政が厳しい状況があっても後退させてはいけなかったし、むしろ強く対策を強化すべきであったと思います。

具体的に非常に気になるのは、ひとり親を中心とした非正規雇用の方への支援です。非正規雇用の方たちが仕事を失う、または収入を大きく減少させており、また自殺の増加にみられるように追い詰められた状況が存在しています。そこに対して県が何もしていないわけではないと思いますが、対応が十分だ

ったとは言えないのではないかと思いますので、その点を全体のところで伝えていただきたいと思います。

そして、皆さんのご意見に私は全て同意しておりますが、少しポジティブな評価もさせていただきたいと思います。

重点目標2において、テレワークについて補助金を設けており、その補助金の利用状況も非常に良く予算を使い切ったという話も聞いています。前回の審議会で野村委員がおっしゃっていたとおり、神奈川県は首都圏への通勤時間が長い特徴があり、在宅勤務ができれば女性の就業の継続、活躍が進むのではないかと思います。コロナ禍で実際どのくらい進んだかという普及率や、他県との比較データ等はありませんので、厳密な意味での評価はできませんが、県も努力はされたかなと思います。

それから重点目標4のところで、やはりよかったと思うのは、前回の審議会でも議論になりましたが、県は若者たちのライフキャリア教育をここ何年かかけて頑張っており、若者の意識が本当に大きく変化しているというのは、そうした県の取組みと無関係ではないと思います。若者に対するいろいろな働きかけは熱心に実施されていると思います。

最後に、重点目標5で、市は一つを除いて推進計画を策定しており、町村も高い比率で策定されてきているというところは、計画策定はスタートラインではありますが、評価できると思います。

それでは私からの意見は以上ですが、他の委員からのご意見について、自分は違う見方をしており、異なる評価をしている、という方はいらっしゃいますか。もしいらっしゃらなければ、皆様からご発言いただいたご意見は、男女共同参画審議会委員全員の意見である、と整理をさせていただきたいと思います。そして本日の発言を事務局でまとめて評価の文案を作成し、委員にメール等で確認させていただきたいと思います。今年の3月末までに、年次報告書に掲載する形で審議会の評価を公表すると聞いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次の議事に移る前に、事務局からこの場で何か説明したいことはありますか。

<事務局>

具体的な話は議事3で少しご説明させていただきたいと思いますが、1点だけお話をさせていただきます。県では数百人単位の職員がコロナの応援業務にあたるなど、全庁を挙げてコロナ対応を行い、そうしたことにより、いろいろと県の取組が遅れてしまったことについて申し訳なく思っております。

昨年度、特に後半には女性の貧困や自殺者増加という問題がかなりクローズアップをされて、今年度対応が進んだというところも、多くあるかと思っております。令和2年度の表が少し寂しいところがあるかもしれませんが、今年度取り組みが進んだところについては、次回の審議会でしっかりと評価させていただきたいと思っております。以上です。

<岩田会長>

それではこの議事は終了して、次の議事2に進みたいと思います。

次はDVプランの2年分の評価についてです。まずは事務局の方からご説明をお願いいたします。

<事務局>

資料2-1、2-2、2-3に沿って説明を行う。

<岩田会長>

ありがとうございます。事務局からご説明がありましたとおり、このDVプランについては、重点目標ごとの数値目標は設定されていないため、評価の仕方が少し難しいと思います。全体を通じた数値目標は、DVプランの41ページに掲載されています。

1番目は、「夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合」で、6つの行為について認識を100%にするという目標です。2番目は「恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」ということについての周知度」、3番目が「DV被害者相談窓口についての周知度」、4番目が「男性向けDV被害者相談窓口の周知度」についてです。以上はいずれも100%が目標です。5番目は「DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数」で、33市町村全て策定するということが目標になっています。

全体の目標がないということに加えて、これらについては調査の結果がまだ出ておらず、データがありません。策定した時点と今がどのように変化しているということを見るデータもない状況での評価なので難しいと思いますが、お気づきのことがありましたら是非ご発言いただきたくお願いします。

それでは橋本委員お願いいたします。

<橋本委員>

評価の仕方が難しいのですが、少し申し上げたいと思います。

学校において、こうしたことがDVに当たる、ということを教育しているのは非常に良いと思います。

「こうしたことがDVである」と加害者の方も理解していないことが多く、大人になってからではなく若いころからきちんと教育していくというのは非常に良いことだと思っています。

ただし、現代の手段は非常に多様化しており、例えば、SNSで知り合った人から暴力を受ける、SNS上の交際や、リベンジポルノなどのSNS上での暴力など、今まで我々が体験したことがなく感覚的に分からないことが、現代の子どもたちには起きています。そうしたことを網羅していくことが必要ではないかと思っています。

もう一つは、DVを受けて避難されている方のことについてです。非常に秘密が守られていて、安心、安全なところに避難されていると聞いております。しかし安全上の問題からスマホや携帯が使用できないといった制約を若い方が嫌がり、避難場所から結局出てしまうことがあると聞いています。一時保護された後のことですが、逃げたら終わりではなくて、例えば法的手続きにきちんとつなげなくてはいけないという場合があります。刑事事件になる場合もありますし、その他にもDVだと離婚などの法的手続きを進めてほしいと言われて弁護士が関わる場合があります。そうした際に、環境に関する不満を聞いたりすると、窮屈に感じて出てしまうということを知ることがあります。また、弁護士と一時保護所のやりとりが難しい場合があったりもしますので、一時保護所に入った後も次のステップに進めるような手続きが取れるような体制を考えていかなくてはいけないと思います。以上です。

<岩田会長>

それでは井上委員お願いいたします。

<井上委員>

細かいことはたくさん申し上げたいことがあります。全体について、二点申し上げます。1つ目は、県の男女プランの重点目標3にこのDVプランは位置付けられていて、それと併せて法定計画としての性格も持ちあわせていると思います。男女プランの方では、LGBTに関する記述が何か所かありますが、DVプランでは、具体的な支援も含めてあまり記載されておらず、その辺りが気になります。

二つ目は、おそらく計画ないしは事業の書きぶりということだと思いますが、DVは、性暴力やストーカーというような形で様々な種類の暴力、パターンの違う暴力が組み合わさっている概念ですので、そのあたりを区別しながら施策展開をしていかないと、せっかくいろいろな支援を実施しても逆効果ということがあります。そうした発想で計画が書かれていないことが気になりました。

重点目標1の未然防止については、先ほど申し上げたように、対象者別、また何割くらい達成していて、これからどうなのか、という形で評価できたら良いと思います。

重点目標2に関しては、DV相談が増えてないことに私は驚きを禁じえません。原因を特定するのは、とても難しいことだと思いますが、なぜかをきちんと問うていただきたいと思ひますし、また私たち自身も考えていかななくてはいけないと思ひました。

そういった中で、SNSを含めて様々な形の新しい対応されているのは、とても良いことだと思ひています。

それと、先ほど橋本委員からもお話ありましたが、配偶者暴力相談支援センターはDV防止法に基づくDV対応の拠点施設ですが、もともとは売春防止法に基づいて設置された女性相談所に、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持たせる形で設置運営されています。これは、神奈川県だけのことではありませんが、売春防止法に基づく婦人保護事業とDV防止法に基づくDV被害者支援施策とのずれが、20年経っても未だに解消していません。例えば、先ほど携帯電話の話もありましたね。DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターにいるのは指導を必要とする人ではなく被害を受けた被害者ですので、様々な課題はあると思ひますが、被害者の安全を確保し、回復を図るための施設だという発想で計画を立てて、施策を工夫していただきたいと思ひます。

他方で、現在、売春防止法に基づく婦人保護事業に関しても、所管の厚労省等において、現在の社会状況に合致するかたちでの施策整備に関する議論が進められています。厚労省での動きを踏まえた上で、それを待つのではなく、県としてコロナ禍での現実の課題の解決に資する婦人保護事業やDV被害者支援事業の充実を是非進めていただきたいです。

またこれは全体のことについてだと思いますが、DV施策の中で県がとても重要な役割であることの一つに広域対応ですので、市町村との関係を含めて、きちんと柱を立てていく必要があると感じました。

もう一つこれも全体についてですが、先ほど橋本委員からお話ありましたが、DV防止法は基本的にシェルターに逃げて、そこで何とかして次につなげていくというパターンを想定しています。しかし現実にはケースはとても多様化しています。私たちは在宅DVという言い方をしていますが、自覚的に、または不可抗力的に、家に居続けて何とか生活を立て直していくというケースもあります。こうしたいわば、非典型型・法律が想定していないパターンのケースへの対応が、DVプランにはまだ含まれていませんので、今後検討が必要になるのではないかと申し上げます。これは全体というよりも、重点目標2にかかる評価かという気もしますが、ここでコメントさせていただこうと思ひます。以上です。

<岩田会長>

それでは白河委員お願いします。

<白河委員>

私は質問ですが、先ほどおっしゃった調査というのはいつ結果が出るのでしょうか。

<事務局>

次回の調査は来年 2022 年度に行い、2022 年度の 12 月に結果が出る予定です。DVプラン改定の前に毎回調査を行っており、プラン期間中 1 回のみと頻度が少なくなっております。

<岩田会長>

男女プランは 2018 年に、DVプランは 1 年遅れて 2019 年に策定されていますので、今後も同様に 1 年ずれると思います。事務局がおっしゃったとおり DVプラン改定に合わせて調査をしているので、相当先でないとデータが出ないということがありますね。

<白河委員>

それがもう少し近ければと思いました。今回コロナでいろいろなことが後手後手になったということもあり、やはりある程度数字がないと政策としては評価できないと思います。もう少し評価を先延ばしにするということもあり得るかなと考えたのですが、データが出るのがあまりにも先過ぎるので、やはりこの時点で何かやらないわけにはいかないと思います。今回の評価に関してはたくさん資料を提示してくださっていますが、数字が出たときの評価が一番大事になると思いますので、出てからもう 1 回きちんと評価する、といったことでも良いのではと思っています。やはり定性も定量も両方大切だと思います。国もエビデンスベースドポリシーとあって、しっかりと数字がないものに関しては政策を立てられないということになっておりますので、調査のあり方や年度なども少し見直した方が良いのではないかと考えています。全体をひっくり返すような話で申し訳ないのですが、以上です。

<岩田会長>

それでは松田委員お願いします。

<松田副会長>

2 点申し上げます。

1 点目は、重点目標 1 「暴力の未然防止」についてですが、神奈川県はここ 2 年間ほど特に県立高校等で実施していると思います。実は私の子供が神奈川県立高校で教員をしており、県からの配布資料がかなりあると聞いていますので、これは良いことだと思います。

2 点目は、重点目標 5 「市町村、民間団体及び関係機関との連携等」についてです。コロナ禍でワクチンを接種する際、ワクチン接種は市町村の業務ですから、DVを受けた女性などが住んでいた市町村に訪れた際に夫と再会するといった心配があります。これから 3 回目のワクチン接種が始まりますので、そうした際に、例えば、特別な事情がある場合はかなテラスを会場にするとか、何か県が特別な対応をできると良いのではないかと考えておりましたが、知り合いの神奈川県在住の女性よると、神奈川県は公表

していないがそうした個別の対応はしているようだと言いました。2018年度にDVプランを策定する時には想定していなかったことも、コロナ禍で急遽市町村と連携しているといった県の努力について、もしかすると記載ができないかもしれませんが、公表が可能であれば評価しておきたいと思えます。以上2点です。

<岩田会長>

他の方はよろしいでしょうか。それでは時間もないので、最後に私から意見を申し上げたいと思えます。全体的なことが二つあります。一つは白河委員がおっしゃったことと重なりますが、私も今回のDVプランの評価は非常に難しかったです。というのは、計画の作り方自体が後々の評価のことを考えて目標を具体化する、数値化するということをしていないからです。行政として何をやりますという記載だけの計画になっては、評価のしようがないと思えます。ましてやデータもまだそろってないというタイミングですから、先ほどの男女プランと比べてDVプランは非常に評価が難しいなと私も感じました。ですから、これは次のプランの作り方や調査の仕方などに結びつけていただきたいと思います。今回はそういった制約の中でしか評価ができないということ、全体的なところで書いていただきたいと思います。二つ目は、コロナの影響だと思えますが、全国的には非常にDVが広がっていると言われていています。コロナ禍により経済的、心理的なストレスが増えたとか、あるいは在宅時間が長くなったということが背景にあると思えます。そういうことの影響がどうだったのか、またそれらへの対応として、従来からの対応をさらに強化する、新しい工夫をするといったことがどのくらい実施したのか、という観点からの情報があまりありません。在宅が増えて電話相談が難しくなった方の支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談日を増やした、ということしか書かれていません。この取組自体はとても良いことだと思いますが、もし他にもコロナ対応として実施されたことがあるならばしっかりと書いていただきたいと思いますし、もしそういったことがないとすると、県庁体制として厳しい状況下ではありますが、取組が弱かったと言わざるを得ないかと思えます。

個別に少しコメントしたいのは、重点目標2の相談件数についてです。これは井上委員がおっしゃったことと逆の印象を私は持っており、相談件数は増えていると思えます。DVプランの8ページに、プランが策定された当時の状況が書かれていており、2017年では4874件でした。それがじわじわと増加しており、少なくとも減少しているということはないと思えます。

それからLINEなどの新しい相談ルートができたというのは評価をして良いかなと思えます。資料2-2の重点目標2「安心して相談できる体制の整備」に記載されている2020年度LINE相談2245件というのは、上に記載されているDV相談件数2020年度5691件という数に含まれていないと思えますので、そうした点を考えると、全体としては非常に増えたと言ってよいのかなと思えます。

重点目標3についてですが、相談件数がこれだけ増えている一方で、一時保護件数はずっと減少傾向にあります。これは先ほど橋本委員がおっしゃったように、例えば携帯の使用を制限されるといったことが原因なのか、一時保護のあり方自体を人々が好んでいないのか、そもそも必要とされていないのか、知られていないのか、または公的機関でなく民間シェルターの方で受け皿になっているのか、といった辺りは分析しないといけないかなと思えます。一時保護件数が傾向的にずっと減っているというのは非常に気になるところです。時間の都合もごさいますので、私からの意見は以上とさせていただきます。

それでは、自分は他の方の発言と違う考えだ、といったことはありますか。

<井上委員>

相談件数についてですが、警察への相談件数が2020年度大きく増えているということから見ると、やはり配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数が増えていないというのは何か原因があると思います。プラン策定時の少ない相談件数だったのが、だんだん増えて現在5000件程度まで上がってきたということはもちろん評価すべき点だと思いますが、やはり2020年度の相談件数が2019年度とほぼ一緒というのは、何か原因があるのではないかと思います。

<岩田会長>

そうですね。全体としての相談件数は増えているのに、この配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数が伸びてないというのは、何かやはりセンターのやり方などに問題があるのではないかと、という御指摘だと思いますが、それについては私も同意見です。

他にはよろしいでしょうか。それでは今出されたご意見を、審議会全体の意見として事務局で評価の案文をまとめていただき、これも3月までに公表するという流れになります。事務局から何かコメントや説明はありますか。

<事務局>

電話相談の件数が微減している点について、具体的な理由までは分かりかねますが、コロナ禍で在宅勤務が増え、夫やパートナーなどが家にいる時間が長引いたということで、電話相談をしづらい状況があるのでは、ということは一般的に言われています。一方でLINE相談は体制も拡充し、広報等も強化した関係で非常に件数が伸びています。それだけコロナ禍で需要もあったのではないかと考えています。また、一時保護の件数については、確かにいただいたご意見のとおり、かなり増減がありますので、それについては少し中期的な課題として捉えさせていただきます。以上です。

<岩田会長>

それでは最後の議事である男女プラン改定に進みたいと思います。前回の審議会でも活発にご意見をいただき、その時に出された質問への回答は、参考資料3-6に記載されています。それでは、まず事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料3-1、3-2、3-3に沿って説明を行う。

<岩田会長>

それではこちらも大変大事な議題ですので、できれば全員の方にご発言いただきたいと思います。それでは井上委員をお願いします。

<井上委員>

まず確認ですが、資料3-2や3-3で、A案、B案とありますが、国の計画との関係で記載位置が変更

されているだけで、入っている要素はどちらも同じということで良いでしょうか。

<事務局>

そのとおりです。

<井上委員>

それでは私が一番重要だと思っていて、他の論点にも影響することを一つだけ申し上げます。それはジェンダー平等という概念をどのように取り入れていくかということです。

個別の論点としては、セクシャルマイノリティーの問題として、今日の議事1や議事2でも意見が出てきたところであります。そして更に重要なのは、ジェンダー平等という概念それ自体が、男女関係の不平等や不均衡は個人に帰責するのではなく構造に起因する、ということを含意している点です。そのあたりも含めてジェンダー平等をどのように男女プランの中に入れていくか検討することが、プラン改定では非常に重要だと私は思います。

それは、タイトルがどうなるかというのはもちろん重要ですが、全体の考え方としても重要になってくると思いますし、おそらくジェンダー主流化とも結びついてくると思います。県は今SDGsを一生懸命推進していますが、SDGsの中でも示されている通り、ジェンダー平等というのは全てゴールに共通して関わるベーシックな柱であり、逆にジェンダー平等の実現に注力し、成果をあげれば、いろいろなゴールの達成に良い影響をもたらすといった位置付けをされています。つまり、ゴール5のジェンダー平等は、他のゴールとは違う扱いとなっています。

こうしたことも含め、ジェンダー平等という概念を男女プランでどのように位置づけていくのかということが重要だと思います。抽象的な話ではなく、具体的な施策のところにも反映することだと思いますので、是非皆さんと議論する機会があればうれしいですし、県の中でもご議論いただきたいと思っています。以上です。

<岩田会長>

野村委員お願いします。

<野村委員>

最初に、今、井上委員がおっしゃったように、全体のキャッチコピーやタイトルをどう付けるかというのが重要だと思っています。これらを付けないという方法もありますが、やはり「第5次男女プランはこのタイトルです」と示すことによって方向性が見えてくるというメリットがあると思います。ただデメリットとしては、人によってその言葉の解釈とイメージが異なるため、イメージがばらついてしまうという危険もあります。いずれにしてもタイトルの有無と、どのように付けるという点を一度議論した方が良いと思います。

構成案はB案が良いのではないかと思います。理由としては、B案は環境分野や防災分野を取り出すことでジェンダー主流化ということをはっきりと項目として打ち出しているため、分かりやすさがあると思います。

各論について主なところだけ申し上げます。重点目標1で、県に限らず民間企業も含めて「あらゆる分野

における男女共同参画」とされていると思いますが、先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、まず壁がどこにあるのかを調べる必要があると思います。例えば県内企業等に対して、なぜ女性管理職が増えないのかという調査を改めて行い、その理由分析までした方が良いと思います。2022年に入ってからもしまだに「女性がやる気がないから女性を指名しても引き受けてもらえない」ということを聞かされ続けておりますので、一度きちんと分析した方が良いと思います。各分野に女性リーダーを登用することのメリットを出すという点は、正にそのとおりだと思います。

また、自治体によっては、女性に審議会や委員会の委員に参加させることで地方議会議員養成のステップの一つとしてもらうといった取組をしているところもあります。地域のリーダーや、政治経済分野のリーダーというものがどのようにキャリアパスとしてつながっていくのか、といったことも一度想定し、例を記載するという方法も一つあると思いました。

重点目標2「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランス」についてですが、これは先ほどから意見が出ているように、やはりM字カーブが改善してもL字カーブが残っているという大きな問題があり、正規と非正規の問題もあるので、賃金格差をどこかに入れられないかと考えています。就業率が上がっても賃金格差が開いたままという現状は変わっていません。現状の個人がもらう報酬を比較して、男女差何%まで縮めるという目標設定もあると思いますし、県内企業に対して男女差がない賃金構造にしているかという調査を実施する、といった方法もあるのかなと思いました。

重点目標3についてですが、先ほどの議事2の議論で言いそびれたのですが、例えばLINE相談窓口拡充して相談件数が増加した、というのは本当に素晴らしいと評価できることだと思います。こうした相談窓口だけではなく、予防と再発防止などへのLINEやSNSの活用について重点を置いてはどうかと思います。先ほども、若年層のデートDV認知度がまだ約4割にとどまっているとありました。最新の調査で数字がどのくらい上がってくるかはまだわからないところですが、若年層への啓発にもっとSNSや動画を活用するという事は一つの目標になると思います。

それから重点目標4についてですが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という固定的性別役割分担意識自体が改善されているのは、県民ニーズ調査からも全国調査からも示されていますが、問題は意識と現実のギャップが大きいことです。意識としては、もうそういった時代ではないと思っても、現実には妻が無償労働の大半を引き受けているというのが、OECD諸国の無償労働と有償労働の時間比較でも、明らかになっています。意識を聞くだけでなく、現実とのギャップが開いていないか、という点についても何か指標に入れられないかなと思います。以上です。

<岩田会長>

続いて白河委員をお願いします。

<白河委員>

今回コロナ禍にも関わらず沢山の資料をありがとうございました。全体的なことだけ申し上げます。

まず男女の賃金格差の是正については、新しい資本主義会議の項目の中にも入っています。それからLGBTと男女共同参画の関係に関して、以前内閣府男女共同参画局に聞いた際には、LGBTについては新しい法律が必要な状況であり、またどの部局が担当するか決まっていなかったと言われました。それからジェンダー統計というのはジェンダー格差を是正する際に取らなくてはいけないものなので、まずは取

りましょうということになっています。最近では民間のアンケートでも、男女で答えたくないといった方のために三つ目の選択肢が入っていますので、同じように取っていただきたいと思います。ただし、戸籍など、男女という性別的數字も取る必要がある場合もありますし、今、内閣府の男女共同参画局の資料ではかなりジェンダー統計が入っています。政治参加率なども全国マップになっていて、しかも都道府県が北から南の順番ではなく、良いところから駄目なところまで順位別に並んでいます。このように、現在の国の資料は素晴らしいので、それらを参考にさせていただき、県の中でもジェンダー統計を取っていくということではできないかと思いました。

それから最近の第5次男女共同参画基本計画や今年の重点方針を見ていただければわかるように、男女共同参画とかジェンダー平等というのは、G7やG20で、国の首脳が世界で約束した事項となっています。したがって、やるかやらないかの議論や、なぜやらなくてはいけないのか説得するという段階はもう過ぎていて、日本も国際的に約束している事項として位置づけられています。国の男女共同参画は去年から今年にかけてとても進化しているので、一度見ていただくと参考になると思います。

もちろん県は県でリソース等の事情があるとも思いますし、逆に、例えば国がなかなか動いていないが県はLGBTのこともきちんと取り組む、といった方針をたてることは、それはそれで素晴らしいと思います。やはりこの辺の議論の整理はした方が良くないかと思ひ、意見を述べさせていただきました。以上です。

<岩田会長>

鈴木委員お願いします。

<鈴木委員>

はい。国の情報など、いろいろと教えていただきありがとうございます。

まずA案とB案ということで記載していただいておりますが、私もB案の方が、国との整合性もあるし良いと思いました。また表現のところ、先ほどからジェンダー平等という言葉が出ていますが、果たして県民の方がどこまでこの言葉を理解して浸透しているのか分からない部分がありますので、男女という言葉を使いつつ、ジェンダー平等という言葉にうまくつなげることができるような形にした方が良いのではと思っています。

重点目標1について、幾つか気になったところを簡単に申し上げます。資料3-1で、施策の基本方向1「政策・方針決定過程における女性の参画」の主な論点として、「政治分野における女性の活躍促進」や「地域における女性の活躍推進」などが記載されています。ここはとても重要ですので、是非入れていただくのが良いと思います。あとは1点確認させていただきたいのですが、「県庁内における取組を引き続き促進」とあります。県庁内で職員の方がどれくらいそういった現状を理解しているのか、という公表の仕方が気になっています。全職員に対して、今、県はこういう状態だという推移を含めて見える形になっているのかを確認できればと思いました。

また、施策の基本方向3「家庭・地域活動への男性の参画」において、主な論点として「家庭・地域への男性の参画」や「男性の視点を踏まえた施策の検討」とあります。男性が家庭や地域活動に参加することのメリットについても分かる形で紹介することが必要ではないかと思いました。要するに、一人で生活するようになって困らないようにするためにも、地域との関わりなどによって人とのつながりや自分

の居場所などを得ることができれば、孤独にもつながらないと思います。そうしたことから、男性の家庭、地域活動への参画というところはかなり重要だと私は思っています。

重点目標2「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」に関しては、このデータが25歳から44歳の女性就業率となっていますが、やはり44歳以上の就業率を加えて検討することが必要ではないでしょうか。なぜかという、もちろん44歳以上は非正規雇用が多いということはあるかもしれませんが、やはり正規と非正規でどう違うかという問題があります。また介護への対応などは、女性だけではなく男性も44歳以上の方が対象になってくるので、その辺りのデータもきちんと取っておくことが必要だと思います。あとは、管理職の人材プールも、おそらく44歳以上の方が主なターゲットになるような気がするので、その辺のデータも指標としてあると良いかなと思いました。

また、主な論点として「企業における就業環境の整備」や「正規就労・非正規就労の課題把握、支援」と記載されていますが、もし可能であれば、女性の再チャレンジや再就職なども追加していただければと思います。M字カーブで一度非正規になったらそのままになるというのではなく、いろいろとチャレンジしたいがどうすればよいのか悩んでいる女性や、継続就業しなかったことを悔やんでいる方もたくさんいらっしゃると思います。「再チャレンジ」という言葉がふさわしいのか分かりませんが、リカレント教育やリスキリングといった言葉なども今、重視されておりまして、また神奈川県は高学歴の女性も多いと言われている地域なので、是非何かそういった方々の力を更に生かせるようなことを施策、論点として入れると良いと思います。

続いて重点目標3「男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし」についてですが、やはり月経も大切ですし、メンタルヘルス、孤立なども大切だと思います。また重点目標1のところでも申し上げた「家庭・地域への男性の参画」とも重なりますが、男性も職場だけではなく地域につながる活動が安心なくらしにつながると思いました。以上です。

<岩田会長>

それでは橋本委員お願いいたします。

<橋本委員>

時間も残り少ないですし、一言だけ申し上げます。

前回の審議会で申し上げましたが、「男女共同参画」ということを強調することによって、こぼれてしまう方がいらっしゃるのでは、やはり性的マイノリティへの配慮が必要だと思っています。

題名については、このプランは法律に基づいた計画なので、名称を変えることはできないことは重々承知しておりますが、副題などの形で、そのあたりにも配慮をしている、ということを示していけると良いと思っています。

<岩田会長>

それでは松田委員お願いします。

<松田副会長>

私も、一言だけ申し上げます。プランの改定の方向性ですか、私はA案に賛成です。なぜかという、国

の第5次男女共同参画基本計画は夫婦別姓選択制等の文言を削除しており、第4次男女共同参画基本計画から後退しています。この後退している計画に、神奈川県が沿う必要はないと思いますので、A案でお願いしたいと考えております。以上です。

<岩田会長>

他にはよろしいでしょうか。

それでは私の方から手短かに意見を申し上げます。まず全体的なことについてですが、ジェンダー平等というコンセプトを審議会でも是非議論したいと思います。次回の審議会は、基本理念と基本目標をどうするか、という議論を行う予定にしておりますので、その際に、ジェンダー平等と男女共同参画は何が同じで何が違うのかという点を私達自身がよく理解したうえで、県民の方も理解できるのかということも含めて、議論にチャレンジしたいと思います。

それから、このプランを取り巻く大きな社会の変化、時代の変化をどのように認識するかという点についても、委員の中で共通理解をつくり、必要なものは文書化して整理をする必要があると思います。例えば、少子高齢化、人口減少の問題というのはもう長らく言われておりますが、いよいよ人生100年時代というのが見えてきましたし、そうなるとう男女の役割分担意識などは言っていられないと思います。またおそらく正規と非正規の問題も同様だと思います。そうした100年の人生設計という観点から見ていく必要があるかもしれません。

それから経済のグローバル化はもう言われて久しいですし、もう当たり前になってきていると思います。また、デジタル化と環境問題が社会のあり方を大きく変える、規定するという中で、男女共同参画、あるいはジェンダー平等を進めるために何を考えなければいけないのか、というのは大きな議論が必要だと思っています。これがまず全体の話です。

次に基本目標ごとの話ですが、まず基本目標1は、前回の審議会で申し上げましたように、政治分野については是非もっと具体的に前進したいと思っています。政治に女性がきちんと参画できるようになる、というのが全ての土台です。どういう政策作りをするか、という点が全ての土台になります。ここについて、国の方は制約がある中でも頑張っていると思います。例えば、選挙のたびに、議会の党派別に候補者あるいは当選者に占める女性比率の情報を開示する、といったことは、県や市町村の議会ごとに実施することができると思います。あるいは県議会の各党派の責任者に対して、部局を代表する方、それが副知事なのかどの役職の方が良いは分かりませんが、県のしかるべき方が、その党の女性参画を推進するために目標を作ってほしい、推進計画を作ってほしいといったことを要請するというのも、是非次のプランには盛り込んでいただきたいと思います。このように、政治分野について、どこまで具体化できるかというのが次の大切なことかなと思います。

次に環境分野についてですが、先ほど申しましたように、デジタルと同様に大きく社会を規定することになると思います。環境についての学習、教育などで女性が取り残されることがないようにする、環境政策の決定過程に女性がしっかりと参加する、環境活動における女性のリーダーを育成する、または女性だけが消費者ではありませんが、消費者としてどういう行動ができるのか考える、などいろいろな切り口があると思います。また、こういう問題を地域活動と結びつけて考えるなど、公民館の男女共同参画に係る講習の問題などが先ほど指摘されておりましたので、こうした地域での活動に結び付けるなど具体的なレベルにまで落とし、環境問題とジェンダー、男女共同参画がどのように関わるかというのを是非

議論して、国よりも一歩抜けたことがしたいと思います。

重点目標2については、先ほど鈴木委員がおっしゃったことと同じことなので簡単に申し上げたいと思います。正規の就労の可能性をいかに高めるかということと、正規に移れないあるいは移らない非正規の人が、そのままでも収入のレベルを高めるためには、人材のレベル、人材が持っているスキルと関連しているため、その点を高める必要があると思います。したがって、これから人材が必要とされていて賃金が上がりそうな分野、今現在人手不足が深刻で就業の機会がありそうな分野、またこういった新しい分野が出てきそうとか、県は産業構造を見てそうした点を見て検討する必要があると思います。一般的に、例えば介護や車のドライバーなどは本当に人手が逼迫しているという話もありますし、デジタル分野はこれから非常に大きくなるだろうということも言われています。そういうところに需要があるとしたら、県が行っている人材開発などの職業訓練をそうした分野で重点的に行い、人材のスキルを上げていき、処遇を高める、ということが必要だと思っています。

最後に、重点目標3の性的マイノリティの支援のところですが、是非パートナーシップ制度を条例で入れる、ということをお次のプランで盛り込んでいただきたいと思っています。数年前にそのことを審議会で申し上げたときに、事務局からは、婚姻届けなどの業務を所管している市町村の問題であり、県としては対応が難しい、と回答がありました。しかし大阪府もつくりましたし、東京都も今検討中と聞いていますので、都道府県レベルで実施できることというのは大いにありそうです。したがって、この分野で何ができるかを審議会で議論し、次のプランには是非方向性を載せたいと思います。あわせて県庁職員の中にも性的マイノリティの方は必ずおられますから、県の人事制度、福利厚生制度などの中で何を行うかという点も併せて検討しないといけないと思います。以上です。

それでは予定時間を少し過ぎていますが、事務局から議事3について何かありましたらご説明いただけますでしょうか。

<事務局>

ジェンダー平等についてはいろいろとご指摘や、国の資料等についてご示唆いただきましたので、改めて確認を行い、基本目標や基本理念の議論に資する資料を次回の審議会の際に準備いたします。

環境問題についても、位置付けについていろいろとご示唆いただきました。他の主要施策との絡みの中で、どこに位置づけるのが良いのかという点を含めて、少し事務局の方で検討させていただきたいと思っています。

パートナーシップ制度については、また改めて資料等でのご説明になろうかと思いますが、ご意見をいただきましたことをありがたく思っております。

<岩田会長>

今日の議論を整理していただく際に、議事1の中で、次の男女プランにつなげるべきだという意見も出ていましたので、それらのご意見も拾っていただきたいと思っています。

それから、議事3の中でのご発言の中にはご質問もありましたが、今日は時間の都合であまりご説明いただけませんでしたので、これもまた必要であれば文書で回答していただきたくお願いします。

共生推進本部室長からご発言はございますでしょうか。

<事務局（共生推進本部室長）>

ご議論いただくテーマが多く、短い時間の中で委員の皆様におかれましては、熱心にご議論いただきありがとうございました。県の取組みの重要性について叱咤激励も含めてご意見いただき、またデータに基づく評価、施策展開の重要性も改めてご指摘いただきました。

議事3のところ、最後に岩田会長からもご発言いただきましたが、時代の認識や潮流をきちんと把握し、人口減少といったことをしっかりと踏まえてプラン改定を行わなくてはいけないと改めて思いました。

少し趣は異なりますが、昨年10月頃に、前年同月比での県の人口が統計を取り始めてから初めて減少したということがあり、県の職員としても大きなニュースだと思いました。今回の岩田会長のお話を受けて、そうした情勢を改めて強く認識した次第でございます。

今後、約1年かけて男女プランの改定を行います。コロナ禍であっても、あるいはコロナ禍だからこそ後退が許されない分野ということで、改めて気を引き締めて頑張りたいと思います。

<岩田会長>

それでは最後に事務局の方から何か連絡事項ありますか。

<事務局>

1点だけお伝えさせていただきます。今回で第10期は終了いたします。委員の改選後に、次期第11期の第1回審議会を令和4年6月に開催する予定です。その際には、会長と副会長を選出していただいた後、男女プラン骨子案についてご議論していただくという予定になっています。どうぞよろしくお願いいたします。

<岩田会長>

男女プラン改定という大きな議論の最中ですが、これで第10期は終了ということでございます。

座長として皆様にお世話になり、またご協力いただきありがとうございました。

それではこれを持ちまして第10期第3回の神奈川県男女共同参画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

<終>